

令和 8 年度二戸圏域生活困窮者自立相談支援事業実施業務

企画提案実施要領

令和 8 年 2 月

岩手県県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター

令和8年度二戸圏域生活困窮者自立相談支援事業 実施業務企画提案実施要領

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度二戸圏域生活困窮者自立相談支援事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

本業務は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

(1) 業務件名及び数量 「令和8年度二戸圏域生活困窮者自立相談支援事業実施業務」一式

(2) 業務の仕様等 【資料2 業務仕様書】のとおり

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ なお、業務の契約は単年度ごととするが、県が本業務の執行状況が良好と認めた場合は、3年間（令和8年度から令和10年度まで）継続して業務を委託することがある。

(4) 委託契約額の上限 8,902千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター福祉課(担当：林崎)

〒028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3

電話 0195-23-9217 (ダイヤルイン)

FAX 0195-23-6432

電子メールアドレス BL0002@pref.iwate.jp

4 プロポーザル参加者の資格要件

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者とする。

なお、参加資格を満たす者複数が共同して提案を行うこともできるものとするが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとする。

(1) 法人格を有していること。なお、「協議会」など共同体により応募する場合は、以下のいずれの要件も満たすこと。

ア 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

- (2) 本業務の実施について、県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センターの要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 5 (3) に定める企画提案書の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する恐れのない者であること。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

5 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 実施要領等の配付

ア 配付日時

令和 8 年 2 月 20 日（金）～3 月 6 日（金）（ただし、土日・祝日を除く。）
9 時から 12 時まで、及び 13 時から 17 時まで

イ 配付場所

県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター福祉課（担当：林崎）
電話 0195-23-9217

※ 実施要領等は、岩手県公式ホームページからも入手できること。

○岩手県ホームページアドレス（<http://www.pref.iwate.jp/>）

→ トップページ「入札・コンペ・公募情報」から、以下のとおりお進みください。

入札・コンペ・公募情報 → コンペ → コンペ参加者募集情報

※ 郵便での配付は行わないこと。

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式 1－2 実施要領等に関する質問票】により次のとおり受け付けること。

ア 受付期間 令和 8 年 2 月 20 日（金）～3 月 4 日（水）17 時（必着）まで

イ 提出方法 原則として電子メール又は FAX により企画提案担当課あて送付すること。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 8 年 3 月 5 日（木）までに岩手県公式ホームページにて公表すること。

○岩手県ホームページアドレス（<http://www.pref.iwate.jp/>）

トップページ「入札・コンペ・公募情報」から、以下のとおりお進みください。

入札・コンペ・公募情報 → コンペ → コンペ参加者募集情報

(3) 企画提案書等の提出（必須）

プロポーザル参加者（共同提案の場合は代表者）は、【企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）5部（原本1部、コピー4部）を、次のとおり提出すること。

ア 持参する場合の提出方法

令和8年2月24日（火）から令和8年3月6日（金）まで（ただし、土日・祝日を除く。）の9時から17時までに企画提案担当課に提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

郵送用封筒は二重封筒とし、中封筒に企画提案書等を入れて密封し、外封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便（県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター福祉課あて親展）にて令和8年3月6日（金）17時までに企画提案担当課に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等はプロポーザル参加者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え、再提出及び撤回は認めないものとする。

エ その他

- ① 応募者は、企画提案書の提出をもって、企画提案実施要領等の記載内容に同意したものとすること。
- ② 提出書類は、必要に応じて複写すること。使用は県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター内及び選定委員会の検討に限ること。

（4）企画提案書が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなつた者による提案

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した提案

ウ 上記2(4)の委託契約額の上限を超える提案

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ 提出期限を過ぎて提出された企画提案

キ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

6 受託候補者の決定方法について

（1）企画提案審査

企画提案審査は、【資料4 企画提案審査要領】（以下「審査要領」という。）に基づいて行うものとする。

（2）受託候補者の決定

県は、審査要領に定める選考委員会からの報告を基に、受託候補者及び補欠順位を決定するものとする。

（3）プロポーザル参加者への通知

県は、受託候補者及び補欠順位を決定した後、各プロポーザル参加者（共同提案の場合は代表者）に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

7 プロポーザルへの参加を途中でとりやめる場合の手続について

企画提案書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中でとりやめる場合には、企画提案選考委員会の実施日の前日までに【様式1-3 プロポーザル参加辞退届】を

企画提案担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

8 契約の締結について

(1) 契約締結の手続について

- ア 県は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に定める随意契約の手続により、受託候補者から見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成する。
- イ 受託候補者の提案が共同提案により行われた場合には、受託候補者の代表者が県との契約の当事者となるものとする。
- ウ 企画提案書等に記載された事項は【資料2 業務仕様書】と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。この場合において、受託候補者との協議が調わなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

受託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあること。

(3) 契約結果の公表について

県は、受託候補者と契約を締結したときは、その日から起算して概ね15日以内にホームページ上にて次に掲げる事項を公表するものとする。

- ア 本業務の名称
- イ 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- ウ 契約の相手方を決定した日
- エ 契約の相手方の氏名及び住所
- オ 契約金額
- カ 企画提案の公告を行った日
- キ 契約理由
- ク その他必要と認められる事項

9 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。
- (2) プロポーザルに要する経費については、全て参加者が負担するものとする。
- (3) 本業務に係る予算等について、議会の議決を経るまでの間に契約を締結することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。

なお、議会の議決が得られなかつた場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。